

【表紙】

【提出書類】	内部統制報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の4第1項
【提出先】	中国財務局長
【提出日】	平成28年4月27日
【会社名】	株式会社石井表記
【英訳名】	ISHII HYOKI CO.,LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役会長 石井 峯夫
【最高財務責任者の役職氏名】	該当事項はありません。
【本店の所在の場所】	広島県福山市神辺町旭丘5番地
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1【財務報告に係る内部統制の基本的枠組みに関する事項】

当社代表取締役会長石井峯夫は、当社グループの財務報告に係る内部統制の整備及び運用に責任を有しており、企業会計審議会の公表した「財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準並びに財務報告に係る内部統制の評価及び監査に関する実施基準の改定について（意見書）」に示されている内部統制の基本的枠組みに準拠して財務報告に係る内部統制を整備及び運用しております。

なお、内部統制は、内部統制の各基本的要素が有機的に結びつき、一体となって機能することで、その目的を合理的な範囲で達成しようとするものであります。このため、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全に防止または発見することができない可能性があります。

2【評価の範囲、基準日及び評価手続に関する事項】

財務報告に係る内部統制の評価は、当事業年度の末日である平成28年1月31日を基準日として行われており、評価に当たっては、一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠いたしました。

本評価においては、連結ベースでの財務報告全体に重要な影響を及ぼす内部統制（全社的な内部統制）の評価を行った上で、その結果を踏まえて、評価対象とする業務プロセスを選定しております。当該業務プロセスの評価においては、選定された業務プロセスを分析した上で、財務報告の信頼性に重要な影響を及ぼす統制上の要点を識別し、当該統制上の要点について整備及び運用状況を評価することによって、内部統制の有効性に関する評価を行いました。

財務報告に係る内部統制の評価の範囲は、当社及び連結子会社について、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性の観点から必要な範囲を決定いたしました。財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性は、金額的及び質的影響の重要性を考慮して決定しており、当社及び連結子会社を統括するグループ本社を対象として行った全社的な内部統制の評価結果を踏まえ、業務プロセスに係る内部統制の評価範囲を合理的に決定いたしました。なお、連結子会社5社のうち4社については、金額的及び質的重要性の観点から僅少であると判断し、全社的な内部統制の評価範囲に含めておりません。

業務プロセスに係る内部統制の評価範囲については、各事業拠点の前連結会計年度の売上高（連結会社間取引消去後）の金額が高い事業拠点から合算していき、前連結会計年度の連結売上高の概ね9割に達している事業拠点を「重要な事業拠点」としております。選定した重要な事業拠点においては、企業の事業目的に大きく関わる勘定科目として売上高、売掛金及び棚卸資産に至る業務プロセスを評価の対象といたしました。さらに、選定した重要な事業拠点にかかわらず、それ以外の事業拠点も含めた範囲について、重要な虚偽記載の発生可能性が高く、見積りや予測を伴う重要な勘定科目に係る業務プロセスやリスクが大きい取引を行っている事業又は業務に係る業務プロセスを財務報告への影響を勘案して重要性の大きい業務プロセスとして評価対象に追加しております。

3【評価結果に関する事項】

上記の評価の結果、当事業年度末日時点において、当社グループの財務報告に係る内部統制は有効であると判断いたしました。

4【付記事項】

特記すべき事項はありません。

5【特記事項】

連結子会社Japan Philippines Nameplates, Inc.（以下、「JPN, INC.」という）において、平成24年4月から不正発覚までの間、当社及びJPN, INC.の元経営者の共謀による利益相反取引により、JPN, INC.に損害を与えた不正行為が判明し、平成25年1月期から平成27年1月期までの財務報告に係る内部統制の一部に開示すべき重要な不備があったものと判断し、平成25年1月期から平成26年1月期の内部統制報告書の訂正報告書を平成27年4月24日に、平成27年1月期の内部統制報告書を平成27年4月30日に提出いたしました。

当社は本件を厳粛に受け止め、JPN, INC.の全社的な内部統制においてコンプライアンスの徹底が十分でなかったこと、当社のグループ各社に対するモニタリング体制が不十分であったことにより発生したものと判断し、これを是正するために、以下の再発防止策を推進し、内部統制の改善及び充実に努めてまいりました。

- (1) コーポレート・ガバナンスの機能強化
 - 取締役2名、監査役1名の増員
 - 取締役会の月1回以上の開催（今期22回開催）
- (2) 子会社の管理体制の見直し
 - 複数名の当社役員が関係会社の役員を兼務
 - 子会社管理規程を制定し、親会社の権限、親会社への報告事項を明文化
 - 年1回以上の内部監査及び監査役監査の実施
- (3) コンプライアンス意識の徹底
 - コンプライアンス委員会の定期開催による意識醸成、再発防止の徹底
 - 内部通報制度の周知徹底

その結果、当事業年度末日時点において、開示すべき重要な不備は是正され、当社グループの財務報告に係る内部統制は有効であると判断いたしました。